

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病の治ゆ日の認定に誤りがあったとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、派遣作業員として勤務していたが、平成〇年2月12日、右膝にプラスチック製のバケットを落として負傷し、同日、〇クリニックを受診し、「右膝打撲挫傷、右膝靭帯損傷」と診断された。

請求人は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に対し、療養補償給付及び休業補償給付の請求を行い、同年12月31日までの保険給付は支給されたが、監督署長は、同日をもって治ゆと判断し、翌日以降の受診にかかる保険給付を支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

足の痛みがまだ残っており、主治医も仕事復帰はまだ難しいと言っている。まだ治療が必要であり、就業出来ないため、休業補償も必要である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

治ゆの判断について、

① 地方労災医員Aの意見を求めた結果、画像上、軟部組織を含む他覚的所見は認められなかった。

② 請求人の申述及び主治医の指示内容から、治療は主治医の指示による療養とはいえない。

③ 主治医は治療の必要性を主張しているが、傷病の経過及び地方労災医員の意見から、治療は消炎鎮痛にかかる対症療法のみであり、医学的にも治療効果があるとは考えられないことから、療養とは認められない。

④ 主治医は症状固定の時期を、12月末頃でしょうか、と述べていることから、1月以降の療養は認められない。

以上の①から④を考慮し、〇年12月31日には治ゆ（症状固定）の状態にあったものと認められ、1月1日以降の治療については、療養とは認められないため、不支給決定とした。

4 審査官の判断

請求人の治ゆの時期について、

① 主治医は、右膝のMRI検査結果について、「中節～後節にかけて輝度低下は軽」と指摘している一方、地方労災医員Aは、「MRI像にも著変は証明されない。診療内容は消炎鎮痛処置のみ。以上から、症状固定時期であると考え。」と所見し、主治医とは異なる意見が述べられているが、監督署長は、労災医員の意見を採用し、請求人の症状固定（治ゆ）

を判断している。

② 審査請求に当たり、地方労災医員Bが作成した意見書においては、「平成〇年 12 月末日での症状固定は時期として早く、主治医の意見のとおり、翌年 5 月末日頃が症状固定の時期と考えられる。」と述べており、MR I 検査の所見について、主治医と同様に、右膝に所見が認められるとしており、地方労災医員Bの意見は妥当なものとする。

以上から、監督署長が判断した平成〇年 12 月 31 日を治ゆ（症状固定）とするには、時期が早く、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。